

## パスカル株式会社に対して特許侵害訴訟を提起しました

当社コスメックは、2009年1月30日、大阪地方裁判所に対し、パスカル株式会社及びパスカル山形等のグループ4社(これら5社の本店は、いずれも、兵庫県伊丹市鴻池 2-14-7 以下、パスカル社という)を被告として、ワークや治具などを固定するために使用する下記のスイングランプ(A)及び(B)をパスカル社が製造販売していることは当社の下記特許権①～③を侵害しているとして、その製造・販売等の差止め及び損害賠償(4,400万円)を求める訴訟を提起しました[大阪地裁・平成21年(ワ)第1193号]。

○本件の対象となるパスカル社のスイングランプ

(A) スイングランプ「**PL**」型 [当社スイングランプ(LV, LH型)の互換製品として販売されている製品]

(B) エア駆動スイングランプ「**CTX**」型

○当社の特許権：①特許第3621082号、②特許第4038108号、③特許第4139427号の3件  
(発明の名称は、いずれも「旋回式ランプ」)

上記①の特許第3621082号は、パスカル社から無効審判(無効2006-080215)を受けましたが、当社が訂正で対抗した結果、特許庁の審決で特許維持され(2007年7月)、知財高裁の判決でも特許維持されました[2008年11月12日、平成19年(行ケ)第10315号判決]。

また、前記特許②は、拒絶査定を克服して特許されました。そして、その特許②に係る発明の主要構成と前記特許③に係る発明の主要構成とは、いずれも、特許①に関する前記審決で特許性を有すると判断されております。

なお、上記日本特許に対応する外国特許として、ヨーロッパ・米国・中国・台湾の各国で、それぞれ、3件の特許が既に成立しており、韓国でも2件を出願中です。

当社コスメックは、上記スイングランプを製造販売しているパスカル社が当社の上記特許を無断で実施していると同社に警告しておりましたが、当事者間の交渉では解決が困難であると判断し、やむなく提訴に至ったものです。

当社コスメックは、特許権等の知的財産権を極めて重要な経営資源の一つとして位置付けており、このことは我国の国策に沿ったものであると考えております。従って、当社の特許権が侵害されたと判断した場合には、今後も毅然とした態度で臨んでいく所存です。

上記の諸般の事情をご理解いただきますように御願ひ申し上げます。

以上

### 《本件に関する問い合わせ先》

株式会社コスメック 設計部 特許担当 (電話：078-991-5116)